

事業者間の情報提供義務

－シンジケートローンに関する最判

平成24年11月27日金法1963号88頁

弁護士 井上 博隆

1 はじめに

情報提供義務は、契約交渉・締結段階で問題となることが多い。適切な情報を得ていたら締結していなかったと主張する形で表れる¹。

情報提供義務は、事業者と消費者・非専門的事業者間で認められることが多いが、事業者間、特に双方が専門的事業者間においては、情報提供義務は認められるのか、認められるとすればどのような場合で、どのような要件で認められるのかが、問題となる。

2 情報提供義務の根拠

情報提供義務が認められる根拠について、以下のようにいわれている²。

近代民法の原則である「私的自治の原則」の下では、自己の責任において、情報収集し、情報分析し、交渉等しなければならない。しかし、複雑化・専門化した現代社会では、近代民法が前提とした必要な情報の収集・分析ができない者や取引が日常化してきたため、私的自治の原則を貫くことは、不合理な結果を招く。

このため、契約当事者間に情報収集力・情報分析力に格差がある場合、自己決定、自己責任を正当化するために、格差を是正する義務として情報提供義務が課される。

潮見教授は、「情報格差・交渉力格差の存在それ自体が決定的なのではなく、劣位当事者の自己決定権が侵害されている(または、その具体的危険があることが決定的なのである)」とされている³。

3 情報提供義務が認められる場合

このような情報提供義務は、主として事業者と消費者・非専門的事業者間で妥当する。ここでは、単に情報提供義務にとどまらず、助言・勧告義務も含まれるとされている。既に多くの裁判例もある⁴。

当事者がともに事業者でない場合、情報収集力・情報分析力に基本的に差がないと考えられることから、原則として、私的自治の原則に任せるのが妥当

であり、当事者は、原則として、自ら進んで相手方に情報を提供する義務はない⁵。

一方、当事者がともに事業者である場合には、私的自治の原則に任せるのが妥当であるとしつつ、「情報力における構造的格差および事業者に対する信頼を保護するために生じる事業者の義務としての性格を持つ。」⁶ことから「事業によっては、事業者という社会的地位に基づく責任として情報提供義務を負う場合もあると解され、情報を開示する義務についても、過失による情報提供義務違反が違法と評価される。」⁷とされる。

事業者間の情報提供義務について、頭書記載のシンジケートローンに関する最判の事例は、1審、控訴審、最高裁がそれぞれ異なる判断をしており、今後の事業者間の情報提供義務の存否・要件を考える上で参考になると思われる。

4 最高裁判決の事例

(1) シンジケートローン⁸

シンジケートローン(以下「シ・ローン」という)とは、借受人から依頼を受けた金融機関(アレンジャー)が複数の金融機関(貸付人)に参加を募り、これに応じた複数の参加金融機関が協調して借受人に対して融資を行うものである。

アレンジャーは、参加金融機関を招聘する際に、借受人から提供を受けた情報に基づき、融資条件、借受人についての基本的な情報、財務状況等を記載した書面を作成し、これを参加金融機関に対して配布する。この書面には、留意事項として、情報の正確性・真実性についてアレンジャーは責任を負うものではないこと、参加金融機関において、独自に借受人の信用力その他の審査を行う必要があることなどが記載されていることが多い。参加金融機関は、与信判断のために独自で情報収集、判断をするが、借受人と直接取引関係を有しないため、公開情報以外は容易に入手できないので、必要な情報は、アレンジャー経由で借受人に要請できる。

本件も、このような事案であった。

(2) 本件事案

本件は、シ・ローンに参加した金融機関が、アレンジャーに対し、融資実行後まもなく借入人が破綻したことから、情報提供義務違反を理由に損害賠償を請求した事案である。

本件の確定した事実関係の内、主たる争点に関するものは、以下のようなものであった。本件シ・

ローン契約調印までの間に、借入人A社のメインバンク(M銀行)が別件シ・ローンを組成していたところ、Mは、A代表者Dに対し、決算書に不適切処理の疑念があること、専門家による財務調査の必要性を指摘し、行わなければMのシ・ローンの継続ができない旨要請し、Dはこれを承諾し、このため、Aは、決算書に不適切処理の可能性があるため決算書の精査を調査会社に依頼することになった旨の書面(「本件書面」という)を作成し、別件シ・ローンの各行に送付した。そして、Dは本件シ・ローンのアレンジャーY銀行担当者Pに本件書面を見せ、別件シ・ローンの貸付人に送付したこと(「本件情報」という)を明らかにした。

その後、本件シ・ローン契約が発効、実行されたが、調査会社の財務調査完了により過大な粉飾決算が判明したことから、MはAに別件シ・ローンの期限の利益の喪失を通知し、Aは経営破綻したというものであり、Yの「本件情報」の提供義務違反が問題となったものである⁹。

(3) 名古屋地判平成22年3月26日金法1921号43頁

1審判決は、以下のように判断した。具体的事情の下において、アレンジャーが、故意・過失により、参加金融機関が、適正な情報に基づき参加の可否の意思決定をする法的利益を侵害したといえる場合には不法行為責任を負うことがある。アレンジャーに情報提供義務違反が認められるためには、少なくとも、①情報が、金融機関の参加の可否の意思決定に影響を及ぼす重大な情報であり、かつ正確性・真実性のある情報であること、②アレンジャーにおいて、そのような性質の情報であることについて、特段の調査をすることなく容易に判断し得ることを要する。このように情報を厳しく限定する理由は、アレンジャーの借入人に対する守秘義務にある。

(4) 名古屋高判平成23年4月14日金法1921号22頁

控訴審判決は、以下のように判断した。アレンジャーが故意、あるいは故意に匹敵するような重大な過失により参加金融機関の判断を誤らせた場合には、情報提供義務違反として不法行為責任を負うことがある。その理由として、参加金融機関は、融資の専門家であるから本来可能な限り自ら取得した情報を基礎にして融資の決定をすべきであるとした。

そして、参加金融機関は、非公開情報は質問すること以外に取得方法が無く、そのような制約の

中で自己の権限と責任において融資を決定する地位にある。一方、アレンジャーは、参加金融機関にとって取得することが困難で重要な情報を了知・取得していることもあり、信義則上、このような重要情報を参加金融機関に提供すべき義務がある。

この情報は、参加金融機関が参加するかどうかを決定するのに重要であって自らは知ることが困難な情報であればよく、その内容が疑念の段階に止まるものであっても、対象となり得る。

アレンジャーの借受人に対する守秘義務について、借受人がシ・ローンの組成を依頼する際に、参加金融機関への情報提供は黙示的あるいは慣習上容認している。

留意条項の免責条項は、記載内容の正確性・真実性を保証しないというにとどまり、アレンジャーが、そのことを認識しながら是正することなくシ・ローンを成立させた場合にまで免責されると解するべきではない。

(5) 最判平成24年11月27日金法1963号88頁

最高裁は以下のように判断した。本件事実関係のもとで、[1]本件情報は、Mが、決算書の内容に単に疑念を抱いたというにとどまらず、外部専門業者による決算書の精査を強く指示した上、その旨を別件シ・ローンの参加金融機関にも周知させたというものであり、これは、Aの信用力についての判断に重大な影響を与えるものであること、[2]本件情報は、参加金融機関が自ら知ることが通常期待し得ないものであること、[3]Dは、YないしPに本件シ・ローンの組成・実行手続の継続に係る判断を委ねる趣旨で、本件情報をPに告げたこと、これらの事実を照らせば、留意事項に、情報の正確性・真実性について一切の責任を負わない等が記載されていたものがあるとしても、アレンジャー業務の遂行過程で入手した本件情報については、これが参加金融機関に提供されるように対応することを期待するのが当然といえ、Yとしても、そのような対応が必要であることは容易に思い至るべきものといえる。また、この場合において、守秘義務違反が問題となるものとはいえない。

そうすると、Yは、信義則上、本件シ・ローン組成・実行前に本件情報を提供すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。

また、田原裁判官は補足意見として、一般論と

して、借入申込人の金融機関に対する情報提供義務、アレンジャーの参加金融機関に対する情報提供義務を述べ、また、アレンジャーの借入人に対する守秘義務について述べている。

5 コメント

- (1) 1審判決は、情報提供義務が生じる情報を余りにも狭く解している点で疑問があり、一方、控訴審判決は、逆に情報提供義務が生じる情報を広く解している点及び不法行為の要件を一般理論と異なることで疑問があった。

最高裁判決は、本件情報は、メインバンクから決算書に疑念を抱かれただけでなく、外部専門業者による精査を指示され、これを別件シ・ローン参加金融機関に周知させたことをもって、本件シ・ローン参加の意思決定に影響を及ぼす重大な情報であるとし、これは、参加金融機関が知るとは通常は期待し得ないものであり、これを借入人は参加金融機関に対して開示することの判断をアレンジャーに委ねていたという事情のもとにおいて、信義則上、業務遂行過程で入手された情報の提供義務を認めたものであり、妥当な判断といえる。これはJSLAの行為規範、実務指針にも整合するように思われる⁹。

- (2) この判決の射程距離について、最判が一般論にふれていないことから「特異な事案における事例判断としてその射程は限定されたものと考えられる」と評されている¹⁰。

しかし、既に、情報提供義務の判断要素として、最判があげるような情報の性質である[A1]情報の重要性、[A2]非周知性、[A3]存在等は、情報提供義務の発生根拠となる[B1]情報格差・交渉力格差に起因して市場の機能不全が典型的に発生する事態、[B2]専門家との間の信認関係、[B3]当事者の先行行為等と、相互補完又は重畳的に作用して、情報提供義務の存在を基礎付け又はその範囲を画するものであるとされてきた¹¹。

本件のようなシ・ローンの場合は、参加招聘から参加表明までの期間がごく短く、また、M&A取引のようなデュー・デリジェンスの機会も与えられないことから[B1]の一態様と考えることもできるし、また、借入人から提供された資料の内容が真実かつ正確であることを保証してなされるものであることから[B3]であるともいえる¹²。

更に、最判は、今後の事業者間(特に専門的事業者間)取引の情報提供義務の判断について、今

後の方向を示すものではないかと思える。

本件控訴審判決に際して企業間のM&A取引などでは、情報格差が認められることは普通のことであり、積極的情報提供義務について否定的な意見が述べられていた¹³。しかし、自己決定権が侵害される具体的危険性がある場合には、情報提供義務が認められる場合もあるのではないかと思える。

- (3) 最判は、事業者である借入人は金融機関に対して、重大な情報は明らかにすべきであるとし、田原裁判官の補足意見は、一般論として融資申込者は申込みの際に誠実に対応する義務を信義則上負っており、融資の可否の判断に大きな影響を与えうる情報を秘匿して融資申込みを行い、損害を与えたときは不法行為責任を負うとする。これは、非専門的事業者の専門的事業者に対する情報提供義務を認めるものであり、どのような要件の下で、これを認めるのか、興味深い。

1 情報提供義務は、説明義務といわれることもある。情報提供義務の概念は、情報格差是正を目的とした行為義務を指すものとして用いるものが通例であるように思われるとされている(潮見佳男「説明義務・情報提供義務と自己決定」判タ1178号10頁(2005年))ので、ここでは「情報提供義務」とする。

2 横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリスト1094号128頁以下(1996年)、横山美夏「説明義務と専門性」判タ1178号18頁(2005年)以下。

3 前掲1潮見16頁

4 典型的な事例は、前掲2横山判タ22頁に紹介されている。銀行など金融機関の情報提供義務が認められたものとしても、変額保険の事例以外にも、東京地判平成10年5月13日金判1046号5頁、東京地判平成13年2月7日判時1757号104頁、東京高判平成16年8月9日金商1222号37頁、東京地判平成17年3月31日判タ1186号97頁、最判平成18年6月12日金法1245号16頁、大阪高判平成19年9月27日金判1283号42頁(差戻審)などがある。

5 助言勧告義務について、前掲2横山判タ21頁以下は、高度に複雑化専門分化が進んだ現代社会においては、顧客は、事業者者に依存せざるを得ない。このため、事業者は、当該事業の専門家として、専門家に対する社会的信頼に応えるべく、専門家として、自由な意思決定あるいは自己決定基盤の確保にとどまらず、顧客の目的や資力に適合的な取引の選択を助け、あるいは、適合しない取引の不合理性を説明し、助言し、場合によっては、当該取引をしないよう勧告する義務を含みうるとしている。

6 本件最判94頁の田原裁判官の補足意見は、借受人が重大な事実を秘匿していた場合、アレンジャーは借受人に参加招聘金融機関にその情報を開示するよう助言するべきであるとしている。

7 前掲2横山ジュリスト133頁

8 前掲2横山ジュリスト133頁

9 前掲2横山ジュリスト130頁

10 シ・ローンに関する文献は、多数あり、主なものは本件最判

についての金判1408号21頁に紹介されている。

- 9 シ・ローンについて、法的な定めはなく、金融界、証券界等の関係者で構成される日本ローン債権市場協会(JSLA)が協議して提言した自治的な規範として、「ローン・シンジケーション取引における行為規範」、「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針」がある。これによると下記の場合に不法行為責任を負うことがあるとされている。
 - 1 下記の要件をすべて満たす場合
 - 「1」アレンジャーが知っていながら参加金融機関に伝達していない情報が存在すること
 - 「2」その情報が借入人より開示されない限り、参加金融機関が入手しえないものであること
 - 「3」その情報は、参加金融機関のローン・シンジケーションへの参加決定のために重大な情報(「重大なネガティブ情報」という)であること
 何が、重大なネガティブ情報かは個別取引で判断されるべきものであるが、強いていえば、組成後短期間の間に借入人からの資金回収が困難となること、相当程度の蓋然性を持って見込まれると判断される情報。
 - 2 インフォメーションメモランダムに重大な虚偽情報があつて、アレンジャーがこれを知りながら告げなかった場合
- 10 本件最判の金法91頁の「コメント」。但し、「最高裁がアレンジャーの情報提供義務違反を明示的に肯定した意義は小さくなく、金融実務に対する影響も考えられる。」とする。同様に川井伸之「シ・ローン最高裁判決の補足意見の解釈と債権法改正との関係」銀法21・754号13頁(2013年)も田原裁判官の補足意見も含んで重要視すべきでないとする。但し、「今後のシ・ローンの実務においても田原補足意見の内容を一定程度意識した運用がされることを検討すべきであろう。」とする。
- 11 光岡弘志「説明義務違反をめぐる裁判例と問題点－説明義務の成否及び内容の問題を中心として」判タ1317号34頁以下(2010年)
- 12 最判は、[B1]の要素を考慮しているようにも考えられる。一方、田原裁判官の補足意見はAから提供された資料の真实性、正確性をゆるがす情報であったことを理由の一つにしており[B3]の要素を考慮しているようにも見えるが、これは、例示とも見える。
- 13 森下哲朗他「座談会アレンジャーの情報提供義務と今後の実務影響－名古屋高判シ・ローン判決を契機として」金法1925号54頁(2011年)。金丸和弘・森田恒平「M&A取引における説明義務と表明保証責任」判タ1350号32頁(2011年)も東京地判平成15年1月17日判時1823号82頁のような先行行為によって誤った認識がなされた場合以外は、否定的見解である。